

証券コード 8105

2024年6月13日

## 株 主 各 位

本社所在地：東京都墨田区横綱一丁目10番5号  
(登記上の本店所在地：東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号)

堀田丸正株式会社

取締役社長 平 岩 誠

### 第120回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hotta-marusho.co.jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」「第120回定時株主総会の招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認下さい。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「堀田丸正」または「コード」に当社証券コード「8105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を

行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 会議室（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第120期（自 2023年4月1日）  
至 2024年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第120期（自 2023年4月1日）  
至 2024年3月31日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月27日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年6月27日（木曜日）午後5時30分までに行使して下さい。

#### (3) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎ 当社は、法令及び定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.hottamarusho.co.jp>) 及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する書面には記載しておりません。
    - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

●バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



#### (2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2024年6月27日(木曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時 )

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社の口座のない株皆様(特別口座をお持ちの株皆様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

# 事業報告

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 事業の全般的状況

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束により、経済活動の正常化が進展し、外出需要やインバウンド需要が増加するとともに、個人消費の回復が見られました。一方、原材料の高騰、円安の継続、国内外の物価上昇など経済の先行きは依然として不透明な状況にあり、今後の個人消費や企業活動への影響が懸念され、外部環境の変化を注視していく必要があります。

このような状況の中、当社グループは中長期視点での価値創造を前提とした事業の選択と集中・投資を継続的に推進するとともに投資と構造改革を両輪で推進してまいりました。

事業の選択と集中の一環として、当社グループのコア事業であるファッション事業ならびにマテリアル事業に経営資源を集中させることを目的とし、2023年6月30日にライフスタイル事業のギフト部門を会社分割、同分割会社の株式を譲渡いたしました。またファッション事業においてPB・ODM等自主企画品を強化するとともにD2C事業への投資を継続、マテリアル事業においては、海外売上拡大に向けた人材投資、取引先の開拓、擦糸の企画開発等を推進してまいりましたが、残暑・暖冬の秋物の初動が遅れるとともに企業活動にも影響を及ぼし、ファッション卸事業ならびにマテリアル国内事業において受注が伸び悩む要因となりました。

これらにより、ギフト事業売却による減収分を補うことができず売上高ならびに売上総利益が減少、固定費は減少しましたが、売上に係る販売経費の増加とD2C事業への先行投資等により経費は増加いたしました。

この結果、売上高36億93百万円（前期比4.5%減）、営業損失は1億90百万円（前期は営業損失1億16百万円）、経常損失は1億30百万円（前期は経常損失69百万円）、また、会社分割による関係会社株式売却益ならびに本社移転に係る特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は19百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失78百万円）となりました。

## ② 事業別の営業概況

きもの事業は、催事の活性化・収益力強化を推進するとともに、顧客分析に基づく顕在化した需要ならびに潜在的需要獲得に向けた品揃えの強化、オリジナル商品の企画製造に取り組みました。また2月に東京、帝国ホテルにて東西エリア合同大型催事を開催いたしました。百貨店部門は、顧客分析に基づく催事施策ならびに大型催事における売上収益の獲得が進捗した東日本エリアは増収増益、一方、西日本エリアにおいては昨年5月開催の大型催事を2月に集約した影響と店頭催事の不振により大幅な売上減、経費については大型催事を集約した削減効果はあったものの減収減益となりました。専門店部門は、東西ともに大型催事含む催事施策が奏功し増収増益となりました。この結果、売上高は7億60百万円（前期比5.0%増）、収益率の高い百貨店部門の売上構成比減に起因する売上総利益の減少となるも経費削減が進捗し、営業損失は54百万円（前期は営業損失61百万円）となりました。

ライフスタイル事業は、ヘルスケア部門において、原料価格の高騰を受け、収益力強化のためOEMの受注に注力するとともに機能性ある新商材の開発・開拓を推進いたしました。商品切り替えに伴い受注数としては減少、また新商品開発への投資を進めたこと及び東北地区におけるギフト部門を2023年6月30日付で売却したこともあり減収減益となりました。この結果、売上高1億24百万円（前期比67.1%減）、営業利益は0百万円（前期は営業利益28百万円）となりました。

ファッション事業は、卸売事業におけるミセス部門が、残暑・暖冬による影響もありましたが、オリジナル品の受注・販売が堅調に推移するとともに、モノづくりにおけるリードタイムの最適化により柔軟なMD変更を実行し、売上増となりましたが、出店加速・MD強化のための人財投資をおこなったこともあり増収減益となりました。ジュニア部門は、収益率強化を目的とし取引先を絞ったこともあり減収となるも、売上総利益率の改善により減収増益。ホームファッション部門は、大手量販店からの受注減の影響で売上減となりましたが、オリジナル企画品の強化による売上総利益率の改善ならびに経費削減により減収増益。製品企画部門は、大口取引先からの受注減により減収減益。ファッションD2C事業は、売上貢献が始まるもWEB広告、POP-UP STORE 出店、リブランド等のマーケティング施策への投資先行により増収減益となりました。この結果、売上高14億82百万円（前期比2.6%減）、営業利益は0百万円（前期は営業利益26百万円）となりました。

マテリアル事業は、国内事業において中国内需向けの受注減を国内受注で補えず減収減益となるも、欧州向け輸出拡大に向けた企画開発及び人財投資は進捗。上海事業において前年の都市封鎖の影響が収束、受注が好調に推移し、大幅な増収増益となりましたが、事業全体では増収減益となりました。この結果、売上高13億18百万円（前期比6.2%増）、営業利益は31百万円（前期比43.6%減）となりました。

### 事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度（2023年4月～2024年3月）		前期（2022年4月～2023年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
き も の 事 業	760	20.6	724	18.7
ライフスタイル事業	124	3.4	378	9.8
ファッション事業	1,482	40.1	1,523	39.4
マテリアル事業	1,318	35.7	1,241	32.1
そ の 他	8	0.2	—	—
合 計	3,693	100.0	3,867	100.0

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2023年6月30日を効力発生日として、当社のギフト事業を完全子会社として設立した株式会社ソフランに承継させる簡易新設分割を行い、同日の2023年6月30日を効力発生日として、株式会社ソフランの株式すべてを株式会社エヌエスアイに株式譲渡いたしました。

#### (5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。



(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失1億90百万円及び経常損失1億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益19百万円を計上する結果となりました。当社グループの業績は、親会社株主に帰属する当期純利益は6期ぶりの黒字化となりましたが、当連結会計年度まで7期連続で営業損失及び経常損失を計上しております。そのため、過去の業績も考慮し、継続企業の前提に関する注記を開示するまでに至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループといたしましては、来期の利益計画において、連結営業利益の黒字化を見込んでいるとともに、保有現預金から資金計画上、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

連結営業利益の黒字化に向けては、下記の戦略を考えております。対処すべき課題といたしまして、依然として不透明な経営環境の中、コア事業における収益力の向上を図るとともに将来の成長に向けた投資を進める一方、継続した構造改革を進め、安定的・継続的に利益を創造する体制を構築してまいります。

具体的には、

- ①マテリアル事業における収益力向上ならびに海外売上獲得に向けた投資を推進
- ②ファッション事業におけるPB品強化・ポートフォリオ最適化
- ③直販（D2C）事業の成長促進
- ④きもの事業における再価値創造

上記の経営戦略を実行し、経営基盤の更なる安定と成長を目指して鋭意努力してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 117 期 2021年 3 月期	第 118 期 2022年 3 月期	第 119 期 2023年 3 月期	第 120 期 (当連結会計年度) 2024年 3 月期
売 上 高(百万円)	3,779	3,701	3,867	3,693
経常損失(△) (百万円)	△530	△147	△69	△130
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△809	△207	△78	19
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△14.40	△3.70	△1.39	0.35
総 資 産(百万円)	4,040	3,821	3,694	3,803
純 資 産(百万円)	3,276	3,090	3,026	3,062
1株当たり純資産 (円)	58.26	54.94	53.81	54.46

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

#### i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、同社は当社の株式を35,000,000株(出資比率58.69%)保有しております。当社と同社は役員・取締役等の関係があります。当社と同社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っております。

親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

#### ii) 親会社等との間の取引に関する事項

##### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので、妥当性があり当社の利益を害さないものと考えております。

##### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規定に基づき、親会社から独立して意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

当該事項はありません。

iii) 親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等に関する事項

当社は親会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
堀田（上海）貿易有限公司	千円 1,655	% 100.00	意匠燃糸事業（意匠燃糸の製造・卸売販売）

### (11) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、ヘルスケア商品等の卸売販売及び意匠燃糸の製造・卸売販売、横ニットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- きもの事業 : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯ヅ、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。  
当社が企画及び販売しております。
- ライフスタイル事業 : マットレスを中心としたヘルスケア商品を卸売販売しております。  
当社が企画及び販売しております。
- ファッション事業 : ブラウス、ニット、スカート、パンツ、ワンピース、スーツ等の婦人洋品と横ニットの企画・卸売販売、ホームファッション等の卸売販売、D2C事業をしております。  
当社が製造・販売しております。
- マテリアル事業 : リングヤーン、シャギーヤーン、ポーラヤーン、特殊紡績糸を製造・卸売販売しております。  
当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公司が製造・卸売販売しております。

(12) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
堀田丸正株式会社	本 社	東京都墨田区横網
	京 都 支 店	京都府京都市南区吉祥院中島町
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

(注) 本社は2024年2月26日に東京都中央区日本橋室町より移転しました。

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
堀田（上海）貿易有限公司 本 社	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 （ 名 ）	前期末比増減（名）
き も の 事 業	27	2増
ライフスタイル事業	1	8減
ファッション事業	30	2増
マテリアル事業	23	2増
全 社 （ 共 通 ）	10	—
合 計	91	2減

- (注) 1. 上記には、期中平均人員数32名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない営業部門及び管理部門に所属しているものであります。
3. ライフスタイル事業の使用人数が前期末と比べて8名減少しておりますが、2023年6月30日付でギフト部門を事業譲渡し、ヘルスケア部門単体となったための減員であり、ヘルスケア部門としては増減はありません。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	82名	3名減	49.58歳	14.9年

(14) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月30日を効力発生日として、当社のギフト事業を完全子会社として設立した株式会社ソフランに承継させる簡易新設分割を行い、同日の2023年6月30日を効力発生日として、株式会社ソフランの株式すべてを株式会社エヌエヌアイに株式譲渡いたしました。

## 2. 会社の現況（2024年3月31日現在）

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 59,640,348株（うち自己株式 3,395,907株）
- ③ 株主数 7,852名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.23
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
横山 信孝	700,000	1.24
松井証券株式会社	414,100	0.74
楽天証券株式会社	275,000	0.49
和田 修	184,600	0.33
山野愛子どろんこ美容株式会社	179,400	0.32
GMOクリック証券株式会社	177,400	0.32
中谷 幸夫	170,400	0.30
田口 寿幸	162,500	0.29

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,395,907株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	平 岩 誠	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長
取締役	矢 部 和 秀	当社常務執行役員管理本部長
取締役	下 野 隆 充	当社執行役員営業本部長兼ファッション事業部長 堀田（上海）貿易有限公司董事
取締役	塩 田 徹	RIZAPグループ㈱常務取締役 事業・管理統括兼社長室長 RIZAP㈱取締役 MRKホールディングス㈱代表取締役社長 BRUNO㈱取締役 SDエンターテイメント㈱取締役 RIZAPビジネスイノベーション㈱代表取締役社長 REXT㈱代表取締役会長兼社長執行役員 REXT Holdings㈱代表取締役会長兼社長執行役員 RIZAPテクノロジーズ㈱代表取締役会長 夢展望㈱取締役会長 健康コミュニケーションズ㈱代表取締役社長 ㈱サンケイリビング新聞社取締役 ㈱湘南ベルマーレ取締役 RIZAPインターナショナル㈱代表取締役社長 RIZAP ENGLISH㈱取締役 RIZAP USA INC. CEO ㈱アンティローザ代表取締役会長 RIZAPインベストメント㈱代表取締役会長
取締役	勝 浦 敦 嗣	弁護士法人勝浦総合法律事務所代表社員 ㈱ダイレクト・リンク社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	伊 井 三 喜 男	
取締役（監査等委員）	小 島 茂	小島社会保険労務士事務所代表 ㈱プラン・ドゥ・シー代表取締役社長 SDエンターテイメント㈱社外取締役監査等委員 MRKホールディングス㈱社外取締役監査等委員

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	大塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所代表 SDエンターテイメント(株)社外取締役監査等委員 MRKホールディングス(株)社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役勝浦敦嗣氏並びに取締役（監査等委員）小島茂氏及び大塚一暁氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、伊井三喜男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役勝浦敦嗣氏及び小島茂氏並びに大塚一暁氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役全員（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ(株)が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ(株)でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ(株)が負担しております。
- ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
- ・当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、執行役員等の主要な業務者です。



④ 取締役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年6月16日開催の取締役会において、グループ役員報酬決定に関する基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員で構成される監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

1. 堀田丸正グループの業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。
2. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材の確保、維持できる報酬水準とする。
3. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。

b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬：基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定する。

監査等委員である取締役報酬：常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定する。

c. 業績連動報酬等（賞与）に関する方針

賞与総額は当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとする。但し単年度の業績等から下限は不支給とする。

- d. 報酬等の割合に関する方針  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）：固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与）で構成する。  
ただし、社外取締役、非常勤取締役については監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。  
監査等委員である取締役：企業の業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会において6月の定例取締役会までに審議、答申後、定時株主総会後の臨時取締役会で審議され決定する。また、報酬の支給開始時期は6月からとする。  
監査等委員である取締役の個人別報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会の協議において決定する。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項  
役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として監査等委員会を設置している。監査等委員会は、常勤取締役1名、社外取締役2名で構成され、審議の客観性を確保するために委員長は社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容について審議、答申を行っております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4 (1)	16,500 (1,800)	16,500 (1,800)	— (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	7,800 (4,800)	7,800 (4,800)	— (—)
合計 （うち社外取締役）	7 (3)	24,300 (6,600)	24,300 (6,600)	— (—)

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の員数は8名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。

ハ、当事業年度中に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ニ、社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
当事業年度において、社外取締役及び役員を兼任する親会社または子会社等  
から、役員報酬として受けた報酬等の総額は10,800千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人  
等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	勝 浦 敦 嗣	弁護士法人勝浦総合法律事務所 ㈱ダイレクト・リンク	代表社員 社外取締役
取締役（監査等委員）	小 島 茂	小島社会保険労務士事務所 ㈱プラン・ドゥ・シー SDエンターテイメント㈱ MRKホールディングス㈱	代表 代表取締役社長 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所 SDエンターテイメント㈱ MRKホールディングス㈱	代表 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員

(注) 各法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

取締役 勝浦敦嗣	2023年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回中全てに出席いたしました。弁護士としての法的視点及び企業法務に関する幅広い見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。
取締役（監査等委員）小島 茂	当事業年度開催の取締役会14回中全てに、また、監査等委員会17回中のうち16回に出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的知識と企業経営者としての見地から、取締役会においては、取締役の職務執行に対する監督や有益な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割をはたしております。また、監査等委員会においては、当社の人事システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）大塚一暁	当事業年度開催の取締役会14回中全てに、また、監査等委員会17回中全てに出席いたしました。弁護士としての法的視点及び企業法務に関する幅広い見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称  
双葉監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社である堀田（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況  
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、創業以来株主への利益還元を重要な課題として経営してまいりました。この方針の下、経営状況に応じた「安定配当の継続」及び「事業基盤強化に向けた内部留保の活用」を実現すべく、親会社であるRIZAPグループ株式会社の配当性向を鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきます。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,585,891</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>709,554</b>
現金及び預金	420,270	支払手形及び買掛金	269,387
受取手形	68,590	電子記録債務	280,864
売掛金	560,008	未払法人税等	7,071
電子記録債権	100,868	その他	152,231
商品及び製品	861,379	<b>固 定 負 債</b>	<b>31,172</b>
原材料及び貯蔵品	43,335	繰延税金負債	5,620
短期貸付金	1,500,000	資産除去債務	8,460
その他	41,636	その他	17,091
貸倒引当金	△10,198	<b>負 債 合 計</b>	<b>740,727</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>217,818</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>106,927</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,994,914</b>
建物	4,418	資本金	100,000
工具、器具及び備品	18,378	資本剰余金	3,236,690
土地	75,141	利益剰余金	47,800
その他	8,988	自己株式	△389,576
<b>投資その他の資産</b>	<b>110,890</b>	その他の包括利益累計額	68,067
投資有価証券	53,339	その他有価証券評価差額金	10,628
その他	82,322	為替換算調整勘定	57,438
貸倒引当金	△24,771	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,062,982</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,803,709</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,803,709</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

科 目	金 額	千円
売上高		3,693,891
売上原価		2,590,405
売上総利益		1,103,485
販売費及び一般管理費		1,294,073
営業損失(△)		△190,588
営業外収益		
受取利息	59,130	
受取配当金	1,437	
為替差益	837	
その他	2,602	64,009
営業外費用		
支払利息	376	
株主優待関連費用	3,250	
その他	215	3,843
経常損失(△)		△130,422
特別利益		
有形固定資産売却益	1,523	
関係会社株式売却益	39,730	
移転補償差益	115,665	156,919
税金等調整前当期純利益		26,497
法人税、住民税及び事業税	7,071	7,071
当期純利益		19,426
親会社株主に帰属する当期純利益		19,426

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

堀田丸正株式会社  
取締役会 御中

双葉監査法人  
東京都新宿区  
代表社員 公認会計士 岩野裕司  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

堀田丸正株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 井 三 喜 男 ㊟

監査等委員 小 島 茂 ㊟

監査等委員 大 塚 一 暁 ㊟

(注) 監査等委員小島茂及び大塚一暁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,262,286</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>645,118</b>
現金及び預金	295,959	買掛金	211,496
受取手形	68,590	電子記録債務	280,864
売掛金	459,869	未払金	94,442
電子記録債権	100,868	未払費用	31,651
商品及び製品	762,640	その他	26,663
原材料及び貯蔵品	43,335	<b>固 定 負 債</b>	<b>31,172</b>
前渡金	124	繰延税金負債	5,620
前払費用	22,481	資産除去債務	8,460
短期貸付金	1,500,000	その他	17,091
その他	18,624	<b>負 債 合 計</b>	<b>676,291</b>
貸倒引当金	△10,208	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>固 定 資 産</b>	<b>286,047</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,861,413</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>105,711</b>	資本金	100,000
建物	4,418	資本剰余金	3,306,691
工具、器具及び備品	17,163	資本準備金	100,000
土地	75,141	その他資本剰余金	3,206,691
その他	8,988	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△155,701</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>180,335</b>	利益準備金	109,129
投資有価証券	53,339	その他利益剰余金	△264,830
関係会社株式	21,662	繰越利益剰余金	△264,830
出資金	6,020	<b>自 己 株 式</b>	<b>△389,576</b>
関係会社長期貸付金	50,000	評価・換算差額等	10,628
その他	74,113	その他有価証券評価差額金	10,628
貸倒引当金	△24,800	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,872,042</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,548,333</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,548,333</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	3,114,196
売 上 原 価	2,138,054
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>976,141</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,167,642
<b>営 業 損 失 (△)</b>	<b>△191,501</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	59,371
受 取 配 当 金	1,437
為 替 差 益	1,809
そ の 他	867
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	142
株 主 優 待 関 連 費 用	3,250
そ の 他	215
<b>経 常 損 失 (△)</b>	<b>△131,624</b>
特 別 利 益	
有 形 固 定 資 産 売 却 益	1,523
関 係 会 社 株 式 売 却 益	39,730
移 転 補 償 差 益	115,665
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>25,295</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,071
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>18,224</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

堀田丸正株式会社  
取締役会 御中

双葉監査法人  
東京都新宿区  
代表社員 公認会計士 岩野裕司  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、昨年3月の本社賃貸ビルオーナーの所有権移転に伴い、当ビルの賃貸借契約満了に合意し、本社を移転する運びとなりました。

また、本社移転に伴い、同区内にあった別事業所（中央区日本橋富沢町7-8）を統合することによる社員間コミュニケーションの活性化と、業務運営の効率化を図るため、本年2月26日に本社機能を東京都中央区から東京都墨田区に移転しておりますが、実際の本店業務に併せて、現行定款第3条（本店）に定める本店の所在地を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（本店） 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	（本店） 第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひら いわ まこと 平 岩 誠 (1973年7月20日生)	1997年4月 明和地所株式会社入社 1999年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2006年11月 株式会社ドン・キホーテ入社 2014年3月 MARUKAI CORPORATION Senior Vice President 2018年6月 RIZAPグループ株式会社入社 2018年10月 株式会社ご馳走屋惣兵衛取締役 2019年4月 株式会社ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長（現任） 2020年5月 株式会社トレセンテ代表取締役社長 2020年6月 夢展望株式会社常務取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 2021年6月 堀田（上海）貿易有限公司董事長（現任） 2021年6月 株式会社吉利代表取締役会長 2022年6月 創建ホームズ株式会社取締役 2022年6月 RIZAPインベストメント株式会社取締役	一株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 平岩誠氏は、大手小売企業で営業要職の豊富な経験と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は、主要グループ会社の経営執行責任者として、経営の重要事項の決定及び業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、引き続き取締役の候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	鈴木隆之 (1982年1月31日生) ※新任	2004年4月 株式会社野村総合研究所入社 2009年11月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2010年4月 株式会社エブリスタ出向 副編集長 2011年9月 株式会社リクルート入社 EC事業推進室 2012年4月 株式会社ごちまる取締役 2014年7月 株式会社リクルートホールディングス IDサービス開発室 2015年4月 株式会社ロイヤリティ マーケティング執行役員 サービス統括グループ グループ長 2017年8月 同社上級執行役員 事業・サービス統括グループ グループ長兼CDO 2020年1月 株式会社ビヨンド・ザ・データ代表取締役社長 2021年5月 RIZAPグループ株式会社入社 執行役員DX推進本部長 2022年4月 同社執行役員 DX推進本部長・マーケティング本部長 2023年7月 同社上級執行役員 RIZAP事業統括兼マーケティング・EC・商品統括兼DX推進本部 本部長(現任)	一株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 鈴木隆之氏は、大手企業のマーケティングやEC・DX推進部門等の要職を歴任し、豊富な知識と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は同社のDX推進、マーケティング、EC、商品統括、事業統括等の執行責任者としての立場で、同社の中心的役割を担っております。同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、新たに取締役の候補者いたしました。	
3	勝浦敦嗣 (1978年3月16日生)	2001年10月 TMI総合法律事務所入所 2005年9月 鳥取ひまわり基金法律事務所入所 2007年9月 リーガルアライアンス鳥取あおぞら法律事務所開設 2010年7月 勝浦総合法律事務所開設 2014年2月 弁護士法人勝浦総合法律事務所へ組織変更(現任) 2019年12月 株式会社ダイレクト・リンク社外取締役(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任)	一株
		<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 勝浦敦嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、金融法務・企業法務についての豊富な知見を有しており、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化への貢献や、金融法務・企業法務における幅広い経験と見識に基づく助言、提言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

- (注) 1. 鈴木隆之氏は、現在、当社の親会社であるRIZAPグループ㈱の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
2. その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 勝浦敦嗣氏は、社外取締役候補者であります。
4. 勝浦敦嗣氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、勝浦敦嗣氏を㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、勝浦敦嗣氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
  - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
  - ・各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

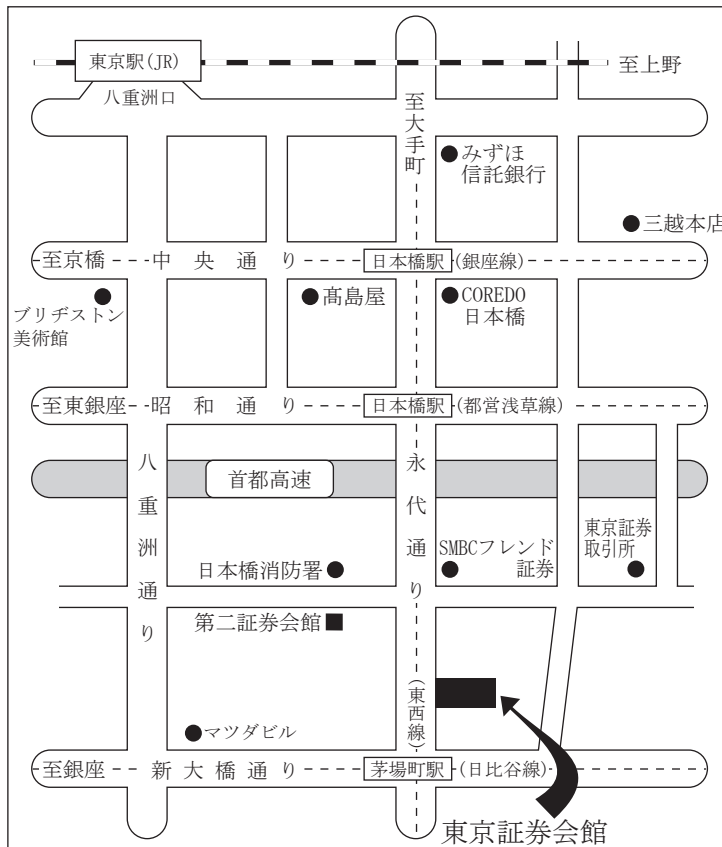
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	伊井三喜男 (1956年4月2日生)	1972年12月 千代田きもの株式会社入社 総務部 2001年4月 株式会社丸正（現：堀田丸正株式会社）へ 吸収合併により入社 和装事業部営業経理課 2013年7月 当社和装事業部業務管理部長 2017年10月 当社管理本部債権管理部 2018年4月 当社京都支店内部監査室 2021年6月 当社常勤監査役 2021年6月 ㈱吉利監査役 2021年6月 ㈱丸正ベストパートナーグループ監査役 2022年6月 当社取締役 [常勤監査等委員]（現任）	4,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 伊井三喜男氏は、当社入社より和装事業部の総務業務から債権管理業務に亘って幅広く管理業務経験があり、京都支店での内部監査業務従事の後、2021年に常勤監査役に就任、その後2022年に監査等委員である取締役に就任し、取締役の職務執行に対する監督を務めました。これまで培った豊富な知見と監査に関する見識を活かすことを期待して、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。			
2	杉山義勝 (1957年10月9日生) ※新任	1983年9月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1985年3月 公認会計士登録 1997年7月 EY新日本有限責任監査法人パートナー 2003年7月 EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー 2019年7月 EYジャパン株式会社入社 IT関係ディレクター 2020年7月 株式会社足利銀行社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年1月 株式会社DYM監査役（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 杉山義勝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士として大手企業の監査等の豊富な経験と、会計及び財務・経理に関する専門知識を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、有益な助言等をいただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	小針明子 (1967年12月23日生) ※新任	1990年4月 三井海上火災保険株式会社(現MS&AD)入社 2002年4月 株式会社ジェイエシーリクルートメント入社 2007年4月 株式会社ジェイエシーリクルートメント エグゼクティブチーム部門長 2011年12月 株式会社パソナフォーチュン入社 2012年12月 株式会社エグゼクティブ・ボード入社 2014年8月 株式会社エグゼクティブ・ボード事業部長 エグゼクティブコンサルタント 2022年8月 株式会社Aer創業 代表取締役(現任)	一株
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小針明子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、人材サービス・転職支援の豊富な経験と、経営コンサルティング・人事コンサルティング等の専門的知識、企業経営者としての豊富な知見を有しております。同氏には、当該知見を活かして専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、有益な助言等をいただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉山義勝氏及び小針明子氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、杉山義勝氏及び小針明子氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、杉山義勝氏、小針明子氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
4. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ(株)が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。  
当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ(株)でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ(株)が負担しております。
  - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
  - ・各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

# 会場のご案内



## 交通機関

(東京メトロ東西線)

茅場町駅下車8番出口

(東京メトロ日比谷線)

茅場町駅下車8番出口